

物流の「2024年問題」に向け求められる対応 ～荷主事業者と物流事業者の連携と協働が不可欠～

適正化・生産性向上に向けたガイドライン策定

2024年4月からのトラックドライバーの時間外労働時間上限規制適用に伴って物流が停滞する「2024年問題」が懸念されています。国の試算によれば、何も対策を講じない場合、2024年度に14%、2030年度に34%の輸送力が不足する可能性があります。

こうした中で国は今年6月、「商慣行の見直し」や「物流の効率化」に加えて、「荷主・消費者の行動変容」を促す対策等を盛り込んだ「物流革新に向けた政策パッケージ」を策定しました。

また、併せて策定されたガイドラインには、荷待ち・荷役作業時間の削減など「物流業務の効率化・合理化」、および運送契約の書面化や荷役作業等にかかる適正な料金の支払いなど「運送契約の適正化」について、荷主事業者が取り組むべき事項が示され、荷主事業者とトラック事業者等の連携と協働を求めています(図表1)。

契約の書面化・適正化は改善への大きな一歩

このうち、「運送契約の適正化」は、物流の適正化と生産性向上の大前提となる重要な事項です。

因みに、経済産業省のアンケート調査によると、荷主事業者との契約やトラック事業者同士の契約において、運送日時や運賃・料金について「明確に記載している」とする割合は8割前後を占めています。しかし、附帯作業の内容については約6割、その料金については4割弱にとどまり、車両留置料や燃料サーチャージ(※)については、「全く記載していない」あるいは「記載しているが不明確」がともに8割を超えています(図表2)。

しかし、これまで曖昧となっていた附帯作業をはじめとする運送契約の内容および料金の取扱い等が書面により明確化されれば、荷主事業者にとっても荷待ち時間や契約にない荷役作業の削減に向けた動機付けになると考えられます。「物流の2024年問題解決に向けた大きな一歩」と期待されます。

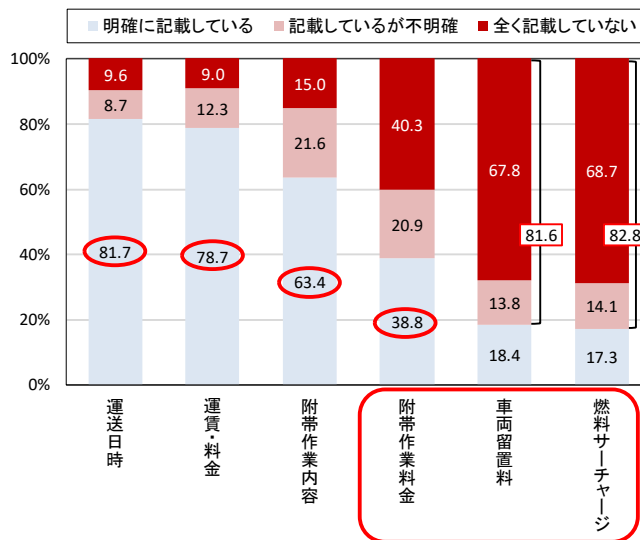
(※)サーチャージ: 価格の上昇・下落に伴うコスト増減分を別建て運賃として設定する制度

図表1 荷主事業者の取組に関するガイドライン(一部)

	取り組むべき事項
物流業務の効率化・合理化	<ul style="list-style-type: none"> ○荷待ち・荷役作業等にかかる時間の把握 荷主は入出荷に係る荷待ち時間・荷役作業等にかかる時間を把握する。 ○荷待ち・荷役作業時間2時間以内ルール 荷待ち・荷役作業は計2時間以内。長時間の荷待ち、運送契約にない荷役作業等をさせてはならない。 ○物流管理統括者の選定 物流業務を統括する責任者(役員等)を選任し、物流適正化に向けて他部門と交渉・調整を行う。
運送契約の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ○運送契約の書面化 運送契約は書面又はメール等の電磁的方法を原則とする。 ○荷役作業等に係る対価 トラック事業者に対し、荷役作業等に係る適正な料金を対価として支払う。 ○燃料サーチャージの導入 燃料サーチャージ導入や燃料費上昇分の料金反映に係る協議に応じ、適切に転嫁する。

(資料)経済産業省ほか「物流の適正化・生産性向上に向けた 荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」より当部作成

図表2 運送契約の書面化の状況



(資料)経済産業省「トラック輸送における多重下請構造に関する実態把握調査に係る調査結果(2023年4月)」より当部作成

- ◆ 本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。
- ◆ 本資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容等は作成時点のものであり、今後予告なく修正、変更されることがあります。資料のご利用に關しては、お客さまご自身の責任において判断なされますよう、お願い申し上げます。
- ◆ 本資料に関連して生じた一切の損害については、責任を負いません。その他、専門的知識に係る問題については、必ず弁護士、税理士、公認会計士等の専門家にご相談のうえ、ご確認ください。
- ◆ 本資料の一部または全部を、当社の事前の了承なく複製または転送等を行うことを禁じます。
- ◆ 本件に関するご照会は、ひろぎんHD経済産業調査部 担当：古谷 (TEL080-9954-7872) までお願いします。